

「天寿国曼茶羅繡帳縁起勘点文」について

飯 田 瑞 穂

聖徳太子薨去の後、その妃位奈部橘大女郎が太子の薨後往生（往生とも）の世界天寿国での状を写さうとして作り給うた繡帳の断片が、今に中宮寺その他に伝存してゐる。天寿国曼茶羅・天寿国繡帳と呼ばれるものがこれで、一般に推古朝の貴重な遺品として尊重されてゐること周知の如くである。

また、この繡帳にはもと百個の亀甲が縫取られてゐて、その上にそれぞれ四字づゝ、計四百字の、この繡帳製作の由来を示した文が刺繡されてゐた。これ亦、数少い推古朝の遺文として、天寿国曼茶羅銘文或は天寿国繡帳縁起と呼ばれ、重視されてゐること言を俟たない。

このいはゆる天寿国繡帳銘について、全文を掲出し、それに訓点を施し、かつ数種の書から関係の記事を引用してその内容を裏付け、補足したものが、こゝに取上げる「天寿国曼茶羅繡帳縁起勘点文」^(注1)といふ書物である。

本書は従来ほとんど注目されることなく過ぎてきたが、近年当部に於いて偶々一写本が発見され、始めてその存在を世に知られるやうになつたものである。内容を調査してみるといろいろ注目すべき点があつて、

貴重な書物と考へられるので、こゝに全文を写真版として示し、かつ解題を施すことにした。

本書の伝本としては、現在のところわづかに当部架蔵の一本が知られるのみである。この本はもと伏見宮の御架蔵に係り、近年に至つて当部の収蔵するところとなつたもの。当部での函架番号は、伏三七四―六四六一七。卷子本一卷。紙高二八・九糎、全長五九四・三糎（標紙三二・二糎、旧包紙九・五糎、軸付紙二八・一糎を含む）、本文の料紙は斐紙十ニ枚（各紙縦二八・九糎、横四三・八糎―糊代〇・三糎を含む）を継いである。毎紙十二乃至十四行（全文一五三行）、毎行十四乃至十九字。天地に墨界を施す。題簽に、

「天寿国曼茶羅繡帳縁起勘点文」

とある。この題簽は最近当部に於いて修補の際新たに加へたもの。標紙と本文第一紙との間に旧包紙が継ぎ込んで保存してあるが、それには、

「神祇大副卜部兼文勘点文 外題ニ中宮寺兼文 十二枚」

とある。またこの本の元来の外題は、本文第一紙の端裏の部分に打付に、

「中宮寺兼文」

と書かれてゐる。(本文とは異筆)

書写は全文一筆で、その年代は書風・仮名の字体・料紙より鎌倉後期とみられる。たゞ傍訓の仮名の朱書のもの墨書のものとは、その書風にいくぶん差異が認められるやうにも思ふが、恐らくこれも同筆とみてよいであらう。

本書の体裁は、天寿国繡帳銘の本文を十一段に分つて掲出し、各段ごとにその内容と関連する日本書紀・古事記・聖徳太子伝暦等の記事を引用して挿入する。この引用の部分は本文より一格下げて書いてある。全体に亘つて朱書或は墨書で訓点(返点・乎古止点・傍訓)が施されてゐる。本文の訓点は全て朱、引用書の部分は乎古止点が朱で、返点と傍訓が大体に於いて墨である。

末尾に、

「正四位上行神祇権大副卜部宿禰兼文勘點之」

とある。「兼文」の兼字は始め別の文字を書きかけて、その上に重ねて書いたものであるが、下に書かれた文字を判読することは困難である。

本書に關し注目すべき点は、いろいろな面から取上げることができであらうが、本稿では、(イ)繡帳銘の本文 (ロ)引用の諸書 (ハ)訓点 (ニ)成立と伝来 等の諸点を中心にみてゆくことにしたい。

(イ) 繡帳銘の本文

まづ注目しなければならないのは、本書に掲げられた繡帳銘の本文で

ある。いまそれを亀甲との対比上便宜四字づゝに区切つて示せば、次のやうになる。

| | | | | | |
|-------|------|------|------|------|------|
| 「斯婦斯麻 | 宮治天下 | 天皇名阿 | 米久爾意 | 斯波留支 | 比里爾波 |
| 乃弥己等 | 娶巷奇大 | 臣名伊奈 | 米足尼女 | 名吉多斯 | 比弥乃弥 |
| 己等為大 | 后生名多 | 至波奈等 | 己比乃弥 | 己等妹名 | 等己弥居 |
| 加斯支移 | 比弥乃弥 | 己等復娶 | 大后弟名 | 乎阿尼乃 | 弥己等為 |
| 后生名孔 | 部間人公 | 主斯婦斯 | 麻天皇之 | 子名薙奈 | 久羅乃布 |
| 等多麻斯 | 支乃弥己 | 等娶庶妹 | 名等己弥 | 居加斯支 | 移比弥乃 |
| 弥己等為 | 大后坐乎 | 沙多宮治 | 天下生名 | 尾治王多 | 至波奈等 |
| 己比乃弥 | 己等娶庶 | 妹名孔部 | 間人公主 | 為大后坐 | 濱辺宮治 |
| 天下生名 | 等己乃弥 | 弥乃弥己 | 等娶尾治 | 大王之女 | 名多至波 |
| 奈大女郎 | 為后歲在 | 辛巳十二 | 月廿一癸 | 酉日入母 | 孔部間人 |
| 王崩明年 | 二月廿二 | 日甲戌夜 | 半太子崩 | 于時多至 | 波奈大女 |
| 郎悲哀嘆 | 息白畏天 | 皇前曰啓 | 之雖懷恐 | 心難使止 | 我大皇与 |
| 母王如期 | 從遊痛酷 | 无比我大 | 王所告世 | 間虛假唯 | 佛是真玩 |
| 味其法謂 | 我大王應 | 生於天寿 | 国之中而 | 彼国之形 | 眼所巨看 |
| 稀因凶像 | 欲覩大王 | 住生之状 | 天皇聞之 | 悽然告曰 | 有一我子 |
| 所啓誠以 | 為然勸諸 | 采女等造 | 繡帷二張 | 畫者東漢 | 末賢高麗 |
| 加西溢又 | 漢奴加己 | 利令者掠 | 部秦久麻 | | |

前述の如く、天寿国繡帳製作の由来を記した繡帳銘は、一般に推古朝の遺文として重視されてゐるが、厳密に云へば、実はその内容は完全に

伝はつてゐるわけではない。即ち四百字の文字のうち、原物の残存するものはわづかに六個の亀甲の「部間人公」「天下生名」「于時多至」「皇前曰啓」「佛是真玩」「利令者椽」の二十四字（前掲本文の傍線に当る部分）と、近年正倉院の古裂整理の過程で発見された「娶」「奈」「居」「廿」「佛」の五字のみで、これによつて全豹を推すことは到底できないのである。それでは繡帳銘の内容は一体何によつて知り得るのかといへば、それは云ふ迄もなくまづ上宮聖徳法王帝説の記載によつてである。

法王帝説にはこの繡帳銘の全文が引かれ、

「右在法隆寺藏繡帳二張縫著龜背上文王者也」

と説明されて居り、従来主としてこれが、繡帳銘を考へる場合の出発点となつてゐたわけである。ところが、そこに示されてゐる繡帳銘は、全字数三百九十八字で何らかの誤脱を含むことは明らかであり、現に原物の残る「皇前曰啓」の四字を脱し、また他に「悽然」を「悽状一」に作る明白な誤りを指摘することができる。これを訂すと、今度は四百一字となつてしまつて、なほ一字の衍字を含むと考へなければならぬ。この衍字が現存亀甲との対比によつて、第百六十一字から第二百五十七字迄の間に存することが確認されてゐるが、具体的にどの字が衍字かといふことになる諸説まちまちで、未だ結論が出たとはいへない状態にある。更にこのやうな明白な誤脱の存する点から考へて、法王帝説に示された繡帳銘が果してどこまで正確に原形を伝へてゐるかといふことも問題になつてくるであらう。そこでこれ迄も、法王帝説所引本以外の繡帳

銘の伝本を求めて、原形を復旧しようとする努力が払はれてきたが、本書の掲げる繡帳銘は、このやうな研究に当り、書写の古さといふ点からだけでも、有力な一資料としての価値をもつわけである。

次に、いさゝか岐路に立入る嫌ひはあるが、繡帳銘の伝本として法王帝説所引本以外にどのやうなものがあるか、またそれらの諸本の中で本書の占める位置は如何なるものであるのか、この機会に検討してみることにした。

現在までに偶々管見に入つた繡帳銘の伝本として、左の九本を数へることが出来る。

- (一) 「中宮寺尼信如祈請等事」所収本（九条家本）
当部架蔵（未整理、昭和三十八年度展示会展示）。「中宮寺尼信如祈請等事」（仮にもとの外題に従ふ）は卷子本、鎌倉末期の書写。内容は文永十一年の信如尼による繡帳発見の事情を記したものである（当部架蔵伏見宮本「中宮寺縁起」と同書、また董麟の「中宮寺縁起」に殆んどそのままの形で取入れられてゐる）。その首に繡帳銘の全文が収められてゐる。全文三十一行、毎行十二乃至十四字。独自の異同として「妹」字を全て「姝」に作り、「如期從遊」を「女斯徒遊」に、「往生」を「位生」に作る。

- (二) 「法隆寺東院縁起」所収本（法隆寺本）
法隆寺架蔵の「法隆寺東院縁起」と呼ばれる写本に収められてゐるもの。この書はいはば「良訓雜抄」とでも名付くべき書で、法隆寺中院

の僧良訓が元文元年八月東院縁起を始め同寺に関する旧記類を抄録したものの。(いま「法光寺古今縁起」と合綴され、明治十八年十一月の

千早定朝の跋が加へられてゐる。)その中に「中宮寺天寿国曼茶羅銘」と題して繡帳銘全文を収めてある。全文二十四行、毎行十六乃至十八字。独自の異同として「吉多斯比弥」を「告多斯比弥」に、「孔部間人母王」を「孔部間人女王」に作る。なほ銘文の次に「亀甲之図」として「部間人公」「于時多至」「皇前日啓」の三個の亀甲の図を掲げ、また「新曼陀羅裏銘文」として文永の発見と新帳の製作とを叙した文(聖普鈔に見えるものと同じ)を附収する。穂井田忠友が「観古雜帖」に「弥勒院本」と呼んでゐるのは、この本或はこの原本を指すのであらう。

なほこの書の転写本として、大阪府立図書館架蔵本(架号一三六一八六、小杉榎郎博士筆写本)、東京国立博物館架蔵本(架号図四四四四、小杉本の転写)及び東京大学史料編纂所架蔵本(架号三八四一一)があるが、いづれも忠実な写本である。

(三) 無窮会神習文庫架蔵本

井上頼因博士の「玉篋」一三五所収。(架号九一乙一一三三五五)。題「中宮寺天寿国曼茶羅銘」、全文二十四行、毎行十六乃至十八字、行の切り方、「亀甲之図」「新曼陀羅裏銘文」を附収する点も、(二)の本と同じ。更にもと(二)に附いてゐたとみられる明治十二年八月の千早定朝の跋文を写すことから、その転写本と思はれる。独自の異同として

「我大王所告」を「我天王所告」に、「娶庶妹」を「聚庶妹」に誤る。
(四) 「天寿国曼茶羅起因」所収本

「天寿国曼茶羅起因」(法隆寺架蔵、写本一冊、主体は聖普鈔の抄出、享保七年六月の良訓の本奥書存す。転写本東京芸術大学附属図書館にあり、架号五五九一三)の末に「曼陀羅銘曰」として収められたもの。全文二十行、毎行十八乃至二十二字。内容は(二)の本に極めてよく似るが一・二異同がある。(二)の「告多斯比弥」「住生之状」を夫々「吉多斯比弥」「住生之状」に作る如き。

(四) 「斑鳩古事便覧」所収本

法隆寺の僧覚賢が天保七年に編んだ「斑鳩古事便覧」の記之部に「天寿国曼茶羅銘」として掲げられたもの。同書は大日本仏教全書寺誌叢書に収められてゐるが、家蔵の写本と比較すると傍訓の省略があるほか、銘文の文字にも一・二の異同がある(仏教全書本の「吉多斯比弥」「續邊宮」は写本には「告多斯比弥」「續邊宮」とある)。銘文の次に「亀甲之図」「天寿国新曼茶羅裏書」を収めるが、これは(二)と同じ内容。(写本で「告多斯比弥」に作る点も(二)に一致する。)

(六) 京都大学文学部国史研究室架蔵本

題「天寿国曼茶羅銘」、(架号国史・児玉あ六・特・別置)、全文三十四行、毎行十二字。末尾に天保十一年冬、「法隆寺覚賢大僧都校本」を以て写した旨の「斑鳩東福寺比丘詮海」の本奥書がある。内容の上でも(四)に近い。(「告多斯比弥」に作る点など)

(七) 「聖徳太子伝正法輪」所収本

「聖徳太子伝正法輪」(慶応義塾図書館架蔵、架号 IIOX-358、写本存二冊、聖徳太子伝の一種)の下冊に「天寿国曼陀羅銘文」として収められたもの。江戸初期の写。全文二十行、毎行十八乃至二十一字。「瀆辺宮治天下」の天下以下「尾治大王」の尾治まで十六字と、「世間虚假」の虚字とを脱する。

(八) 岩瀬文庫架蔵本(松下見林本)

題「天寿国曼陀羅銘文」(扉に「多至波奈大女郎/天寿国曼陀羅銘文」、架号一四〇—四三一—四六二六)、全文四十行、毎行十字。松下見林の筆写本。奥に、

「右曼陀羅在法隆寺宝蔵

文永十一年平野神主兼輔奉 勅読ノ銘文書連点之」

の本奥書がある。内容上独自の異同が多い。

(九) 静嘉堂文庫架蔵本(山田以文本)

題「天寿国曼陀羅銘文」、(架号七八一六六一—三〇七九)。行の切り方は(八)と同じ。山田以文の旧蔵本。(八)と同文の文永十一年平野神主兼輔云々の奥書をもつ。(八)と極めてよく似た本で、虫損・写誤を承ける点より、(八)の松下見林本を直接写したものとみられる。たゞ「十二月廿一癸酉」を「十二月廿 癸酉」に改めてある。

精査すれば更に多くの伝本を見出し得るであらうが、いまこれら既知の諸本について夫々の内容を比較すると、次頁の第一表の如くである。

これによつて、まづ法王帝説所引本以外の諸本は、法王帝説本と較べると次のやうな異同を共通してもつことが分る。(括弧内、法王帝説本)

(5) 等己乃弥弥(等己乃弥弥)

(6) 十二月廿一癸酉(十二月廿一日癸酉)

(8) 皇前曰啓(皇前曰啓なし)

(11) 我大皇与母王(我大王与母王)

(13) 欲観(欲観)

(14) 住生之状(住生之状)

(15) 凄然(凄状)

中で(8)・(15)等は法王帝説(嚴密に云へば知恩院本)所引本を祖としたのでは生じ難い異同であるから、これらの諸本は法王帝説本とは別の系統に属する伝本として扱ふべきであらう。

またこれらの諸本は、内容の上から更に二つの類に分けることができ。いま仮に第一類・第二類と名付ければ、

第一類は「瀆辺宮」を「續辺宮」に作る諸本で、これには(一)九条家本・

(二)法隆寺本・(三)無窮会本・(四)天寿国曼荼羅起因本・(五)斑鳩古事便覧本(六)京大本が含まれる。第二類に比すれば法王帝説本に近い。

第二類は「孔部間人母王」を「母孔部間人王」に、「雖恐懐心難止使」を「雖懐恐心難止」に作る諸本で、(七)正法輪本・(八)松下見林本・(九)山田以文本がこれに属する。

なほ繡帳銘の伝本としては、これ等の他にも見落し得ないものがある。

つかある。即ち、

(二) 伝源兼行筆古筆切

諸所の手鑑等に一・二行づゝ分ち押されたもので、現在までに知られてゐるものが十行百二十字⁷⁾あり、それらは全て行十二字。いづれも同筆で、もとは一つの繡帳銘の写本を切つて手鑑に貼つたものとみられる。内容を検するに「十二月廿一癸酉」「皇前曰啓」「我大皇与母王」「欲觀」「住生」「悽然」とする点で法王帝説本とは別系統の諸本の特徴をもち、また第一類と第二類を分つ特徴についてみれば、「孔部間人母王」「雖恐懷心難止使」とする点で第一類に近い。全体の三分の一足らずしか知られてゐないのであるから、はつきりしたことは云へないが、少くとも既知の部分から判断する限りでは、第一類に属すると考へられる。

問題はこれの書写年代である。古筆家の鑑定は源兼行(後三条天皇の御代前後の人)筆とするが信すべき限りでない。また平安朝末期の書写とする見解があり、これに従へば後述する文永の繡帳発見以前にも、法王帝説本と別系統の諸本に近い内容の伝本が存したことになるが、更に年代が下るとみる説もあつて問題が残る。ところでこの古筆切を伏見宮本「中宮寺縁起」(当部架蔵、架号伏三六四)と較べてみると、書風・筆致の点で両者同筆と考ふべき類似がある。更に紙の大きさ、紙質も両者一連のものともみることが妨げず、この古筆切は恐らく伏見宮本「中宮寺縁起」の首部を切断したものであらう。¹⁰⁾従つてその

書写は鎌倉後期、文永の繡帳発見以後とみるべきであらう。

(一) 「上宮太子拾遺記」の引用

法空の「上宮太子拾遺記」五に「天寿国曼茶羅銘曰」として「歳在辛巳十二月廿一日癸酉」以下末尾までを引いてゐる。諸本と比較すると、「十二月廿一日癸酉」とする点のみ法王帝説本に一致するが、他の「皇前曰啓」「我大皇与母王」「欲觀」「住生」「悽然」等の異同は別系統本の特徴をもち、更に「孔部間人母王」「雖恐懷心難止使」とする点でその第一類に属するかと思はれる。「十二月廿一日癸酉」とある点が問題になるが、同書五には別に「同廿一癸酉日入孔部間人母王崩」とする引用があり、それには日字がないので、こゝで日字が加はつてゐるのは、単なる意補とみてよいであらう。

(二) 「中宮寺縁起」の引用

董麟の「中宮寺縁起」¹²⁾に「万茶羅の銘曰」として「十二月廿一癸酉」以下末尾に至る引用がある。内容は「如期從遊」の如字を脱する以外は第一類の諸本と全く一致する。

(三) 「太子曼茶羅講式」の引用

定円の「太子曼茶羅講式」に「銘文云我大王所告世間虛假唯佛是真玩味其法謂我大王應生天寿国之中」とある。また「彼住生之曼茶羅」「上宮太子從母後住生之行状」¹³⁾も、銘文を踏まへた表現であらう。

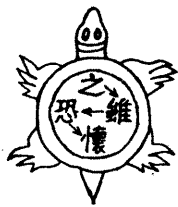
以上が寓目の繡帳銘伝本の概観である。ところで本書所掲の銘文に目を転ずると、第一表の下欄に示す如く、本書の銘文は「等已乃弥弥」「十

二月廿一癸酉「皇前日啓」「我大皇与母王」「欲觀」「住生」「悽然」の諸点で、明らかに法王帝説本とは別系統に属し、かつ「瀆邊宮」「母孔部間人王」「雖懷恐心難使止」に作る点で(母)聖徳太子伝正法輪本・(父)松下見林本・(母)山田以文本と一類をなすことが知られる。中で松下本・山田本はやゝ特殊な異同をもつので(1)・(3)・(12)・(16)・(17)、それよりは正法輪本に近いが、内容的には本書所掲のものが優れて居り(脱字のない点)、この類の伝本の中では本書の銘文が最も善本であるといふことができる。なほ本書の銘文が丁度四百字になつてゐるのは、法王帝説本と較べて「十二月廿一日癸酉」の日字がないことによるが、四字づゝに区切つてみると、現存する亀甲の文字の切り方とも齟齬せず、この限りでは破綻を生じてゐない。

天寿国繡帳は、いつ頃どのやうな経路で法隆寺に入つたのか明らかでないが、法王帝説の書かれた頃には同寺の蔵に在つた。その後いつしか所在を失つたまゝ文永年間に至つたが、聖善鈔・太子曼荼羅講式・中宮寺縁起等の記すところによれば、文永十一年二月、かねてより穴穂部間人皇后の忌日を求めてゐた信如尼によつて法隆寺綱封蔵より発見されたといはれる。その時の繡帳の状態は、かなり破損が甚しかつたらしく、銘文も「四百ノ文字アリ、乱脱ニ入レミタル間、人是ヲエヨマス」とあつて、解説はやゝ困難であつたらしいが、その後それが花山院中納言諸継・園城寺僧定円等によつて読み解かれたと伝えられる。ところで繡帳銘の諸本の中、第一類の九条家本は、その信如の発見の経緯を敘した文

に附収されるものであり、第二類の松下本は、繡帳発見の年たる文永十一年の年紀と、解説者の一人とも伝えられる平野神主兼輔⁽¹⁶⁾云々の奥書を存し、両類とも文永の発見と深い関係をもつことが分る。恐らく本書所掲のものも含めてこれら法王帝説本以外の諸本は、いづれも文永十一年の繡帳発見後、解説・書写されたものを祖とする伝本であらう。

なほ、その中で第一類と第二類の別の生じた理由については、いろいろな推測が可能であらうが、まづ考へられることは、両者別個に行はれた解説の結果を示すのではなからうかといふことである。即ち第一類と第二類を分つ特徴の一つ「雖懷恐心難使止」と「雖懷恐心難使止」の異同は、亀甲に



とあつたものを、矢印の如く読んだ場合と、單純に右廻りに読んだ場合とに生じ得る異同であり、解説の誤りが両類の別を生ぜしめたといふことができる。たゞあと一つの特徴「孔部間人母王」と「母孔部間人王」の異同は、このやうな理由によつて生じたと説明することは困難で、恐らく名称と身位との間に母字の入るやゝ目なれぬ書き方を改めて母字を上に移したものであらう。さうすると前の「雖懷恐心難使止」も、或は

単に解釈の困難な「雖恐。懐心難止使。」を意改したものと考へることもでき、第二類は第一類を祖として、改訂によつて生れた伝本とみるべきかもしれない。いづれにしても、これらの諸本は、それによつて一方的に法王帝説本の文字を訂し得る程確実なものではなく、銘文の復原は、なほ慎重に行はなければならないであらう。¹⁷⁾

(ロ) 引用の諸書

本書は、繡帳銘の内容を裏付け、或は補足する為に、「日本書紀」「古事記」「或書」「聖徳太子伝」「新撰姓氏録」の関係記事を抄出引用してゐる。即ち例へば繡帳銘の、欽明天皇が堅塩媛を娶つて橘豊日尊と豊御食炊屋姫尊を生み給ひ、小姉君を娶つて瀬部穴穗部皇女を生み給うたことを記した個所では、書紀・古事記・或書よりそれと全く同じ内容の記事を抄出して引用し、また銘文の、聖徳太子が位奈部橘大女郎を娶られたことを記した個所では、書紀・或書・太子伝によつて、太子の妃としてその他に菟道貝鮪皇女・善岐岐美郎女・刀自古郎女のあることを示して、銘文の内容を補足する、如きである。引用書のそれぞれについてみれば、

○日本書紀

日本書紀の引用は全体で十八条ある〔3(この本の第三行の意、下同じ)・16・35・39・52・54・64・81・102・104・107・110・113・133・135・139・141・148〕。必要とする個所のみを引く為に省略した所があるが、概してその

引用は忠実である。日本書紀の伝本系統については明らかでない点が多いが、本書に用ゐられてゐる書紀の本文は、例へば〔113〕以下の、「高麗僧慧慈聞上宮皇太子薨以大悲之云云是實大聖也 今太子既薨之我雖異國心在断金 其獨生之何益矣。我以来年二月五日必死 因以遇上宮太子於浄土 以共化衆生 於是慧慈當于期日而死亡」を例にとつて検討すれば、

慧慈、諸本「惠慈」に作る。岩崎本・凶書寮本が本書と同じ。

其獨生、諸本「某獨生」に作る。岩崎本が本書と同じ。

何益、諸本「有何益」に作る。岩崎本・凶書寮本・北野本が本書と同じ。

同じ。

矣、北野本「哉」に作る。諸本本書と同じ。

慧慈、諸本「惠慈」に作る。岩崎本・凶書寮本・中臣本が本書と同じ。

の如くで、岩崎本・凶書寮本と一致する点の多いことが分る。他に岩崎本や凶書寮本と共通する異同として、(括弧内、他の諸本)

〔104〕慧慈(惠慈)、〔105〕百濟僧慧聰(百濟惠聰)、〔111〕勝縵經(勝縵經)、〔142〕諸王諸臣(岩崎本と一致、凶書寮本等諸王なし)、

〔143〕仏像各各一軀(凶書寮本と一致、岩崎本等一各字なし)

などを挙げることができる。¹⁸⁾ 両本とも零本で本書の引用文の全てをこれと比較することはできないが、恐らく本書の引用は、この両本に比較的近い本によつてゐるとみてよいであらう。

なほ本書末尾の「卜部宿禰兼文」の署名から、兼文の子兼方の撰に係る釈日本紀の引用する書紀との比較が関心をひくが、釈紀の掲げる書紀本文の中、本書所引の書紀本文と比較の対象になるのは、秘訓の部分に掲げられた次の十余ヶ所に過ぎない。(位置は便宜、相当の本書行数で示す。)

[18] 其一曰大兄皇子、[40] 幸玉宮、[55] 厩戸皇子、[56] 豊耳聰聖徳、豊聰耳法大王、法王、[67] 東宮、聖徳、[105] 師之、百濟僧慧聰、[106] 三寶之棟梁、[108] 秦造河勝、[110] 勝纒經、[111] 法華經、[113] 高麗僧慧慈聞上宮皇太子薨以大悲之(中略)是實大聖也
今太子既薨之我雖異國心在断金某獨生之何益矣我以来年二月五日必死因以遇上宮太子於□土以共□化衆生、[135] 黄書畫師、山背畫師、
[142] 銅繡丈六佛、[148] 東漢直駒¹⁹、
多くは本書と出入がないが、たゞ[115]「某獨生之」が本書で「其獨生之」となつてゐる点が注目される。これについては、他に「某」に作る本も「其」に作る本も存するのであるから、簡単に一方を誤写と片附けることもできず、この点を重視すれば、或は両者その所拠の本を異にしたとみるべきであらうか。

○古事記

古事記の引用は四条あるが「6・22・43・57」、この引用も概ね忠実である。真福寺本と比較すると、(括弧内、真福寺本)

[28] 岐多志比売(岐多志毗売)、[43] 沼名倉太玉敷命(沼名倉大

玉敷命)、[44] 豊拾肆歳(十四歳)、[57] 橘豊日命(橘豊日王)の如き異同がある。これらの点は全て卜部家本系統の諸本が本書と一致するので、本書の引用に際して用ゐられた本は、その系統に属する一本であつたとみられる。余り著しい特色がないので、更に詳しく所拠の本を定めることは困難であるが、[43]「他田宮」とする点で、これを「池田宮」に作る前田本・猪熊本・寛永本とは別本とみる事ができよう。⁽²⁰⁾

○或書

「或書曰」として引かれた文が五条ある。

次にその全文を示せば、

[8] 「斯婦嶋宮治天下天国押波流岐廣庭命」

[26] 「廣庭王娶蘇宜稻目大臣女子名岐多斯比売生児橘太子云云次等

与弥希加志支移比売云云又娶支多志比売命弟乎阿爾支弥郎女生児云

云次間人孔部女王一云此天皇世巷宜伊那米大臣云云

[46] 「乎佐太宮治天下名奴那久良布等多麻志支命娶庶妹名等与弥氣

加斯支夜比売命生児云云次尾治王」

[60] 「石寸池辺宮治天下等与比橘太子王云云又娶其庶妹間人孔部王

生児坐伊加留我宮共治天下等己刀弥々法大王」

[68] 「法大王娶食部加多夫古臣女子名善支々弥女郎生児云云合七王

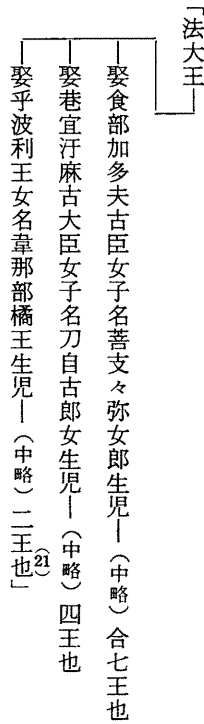
也又娶巷宜汗麻古大臣女子(名脱カ)刀自古郎女生児云云四王也娶乎波利王女

名草那部橘王生児云云二王也」

この五条の引用が同一書からのものかどうか検討の要があるが、この点

については、全て「――娶――生児――」といふ形式の系図で、異質の記事を全く含まぬこと、人名表記に共通する点があること〔30〕「巷宜伊那米」と〔69〕「巷宜汗麻古」、〔29〕「間人孔部女王」と〔61〕「間人孔部王」、〔62〕「法大王」と〔68〕「法大王」などから、同一書よりの引用とみて差支へないであらう。

次に問題になるのはこれの書名であるが、その点で注目されるのは前掲の〔68〕以下の文である。これは聖徳太子平氏伝雜勘文下三に「上宮記下巻注」として引かれた左の系図と人名表記・内容の上で一致し、両者は同一書からの引用と考へられる。



平氏伝雜勘文所引のものが系統を用いた系図の形になつてゐる点については、同書に日本書紀・古事記の文をこれと同じやうに系統を用ひて示した箇所があるので、著者法空が私に書き改めたものとしてよいであらう。こゝに「上宮記下巻注」と所拠が明示されて居り、また釈日本紀所引の上宮記と比較しても、積極的に別書とみななければならぬ程の差異は認め難い⁽²²⁾。従つて本書に「或書曰」として引かれた文は、全て所謂上宮記の逸文とみてよいであらう。

なほ本書所引の上宮記の文を仔細にみると表記に不統一な点も認められる。例へば〔26〕「蘇宜稻目大臣」と〔30〕「巷宜伊那米大臣」、〔27〕「岐多斯比売」と〔28〕「支多志比売命」、〔27〕「等与弥希加志支移比売」と〔47〕「等与弥氣加斯支夜比売命」、〔48〕「尾治王」と〔71〕「乎波利王」の如く同一人名を二様に表はしてゐる。これによつて同書にはもと人名表記の上で不統一があつたとみるべきであらう⁽²³⁾。また他の紀・記・法王帝説等と比較すると、〔8〕「天国押波流岐廣庭命」・〔27〕「岐多斯比売」が古事記の表記と一致し、〔30〕「巷宜伊那米大臣」が元興寺塔露盤銘と、〔70〕「刀自古郎女」が法王帝説と一致する。なほ人名表記の上で所謂甲乙兩類の別ある音について検するに、全て紀・記・法王帝説等の表記と齟齬せず、その用法は正確である。原拠の古さを示すものであらう。

前述の如く本書の「或書」の引用は、少くとも平氏伝雜勘文が上宮記と呼んでゐる書からのものであることは確実と思はれるが、本書が書名を明示せずに「或書」として引いてゐるのは、何か事情があつたものか、或は当時その書名が明らかでなかつた為であらう。もし書名が不明であつたとすると、これを上宮記とするのが或は単なる後世の推測による比定であつて、元来は別の書であつたのではなからうかといふ疑をも抱かしめよう。

○聖徳太子伝曆

「聖徳太子伝曰」或は「太子伝曰」とする引用が八条ある〔73・76・

84・88・92・118・121・129」。これ等は全て聖徳太子伝暦からの引用である。中で「118」の引用が、原文をやゝ離れた取意・節略の文である他は、やはり原文に忠実な引用である。伝暦については、伝本が多いが、その系統等についての研究は余り進んでゐない。本書に用ゐられた本は「85」「此寺与宮同基在宮之西也」、「86」「此寺間人穴太部皇后之宮也」とある点で、流布本と呼ばれる増補された系統に属する一本とみられ、また寛永板本や仏教全書本よりは、続群書類従本に近い。

○新撰姓氏録

新撰姓氏録の引用が四条ある〔144・149・150・152〕。姓氏録の伝本には、延文五年奥書本系統と建武二年奥書本系統の二類があり、本書の引用はその両者に亘る異同をもつ。即ち延文本系の諸本と一致する点は、(括弧内、建武本系)

〔144〕大水口宿禰(大杏宿禰)、〔145上〕采女臣(采女)、〔149〕漢人累(漢人里)、〔150〕高句驪(高句麗)

建武本系の諸本と一致する点は、(括弧内、延文本系)

〔150〕七世孫(七孫)、〔150〕延興王(延典王)

等である。いづれかといへば延文本系に近いと云へようか。なほ本書にはこの他に注目すべき独自の異同がある。(括弧内、諸本)

〔145〕采女朝臣同祖(六字なし)、〔145〕采女臣同祖(「同上」―「同

祖六世孫伊香我色雄命之後也」をうける)、〔152〕縣犬養宿禰同祖

(「縣犬甘同祖」)

いづれも同祖の記載に関する異同と云へよう。現伝の姓氏録の諸本は、延文本系と建武本系に分れるが、実は延文本系の諸本は単純な伝本ではなく、一巻より廿一巻迄と、廿一卷(重複)以下との、元来別系統の伝本を取合せて作つたもので、一巻より廿一卷迄は本来建武本系に属するものといふ。云ひかへれば純然たる延文本系の内容は、廿一卷以降しか伝はらないのである。ところで建武本系諸本の特色の一として「某同祖、某之後也」といふ記載の中の、同祖の記載の全部もしくは一部を省略する傾向のあることが指摘されてゐる。従つて前掲の本書所引姓氏録の独自の異同(全て廿巻以前の巻に属する)といふのは、この特徴的な変更をうけてゐない点で現伝諸本(建武本系)と系統を異にする本、即ち恐らくは延文本系諸本の前半に当る抄本に拠つたものと考へてよいのではなからうか。而してそれは原本に一步近い姿を示すのであらう。

以上五書の引用はいづれも原文に概ね忠実に行はれて居り、抄出の個所もほど適切といふことができる。多くは特に異とすべき内容ではないが、中に所謂上宮記の逸文の見られること、姓氏録の引用に今は亡びた系統の本が用ゐられてゐるらしいこと、また鎌倉時代に於ける古事記利用の一事例を加へ得たことなど、特に慶ぶべきことであらう。

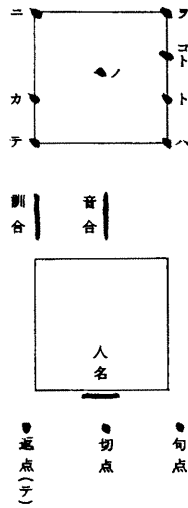
(ハ) 訓 点

次にこの本の訓点について取上げてみたい。前述の如くこの本には全体に亘つて、朱と墨とによる訓点が施されてゐる。即ち返点・平古止点・

傍訓である。朱と墨の別は、繡帳銘本文の返点・乎古止点・傍訓が全て朱、引用書の部分は乎古止点のみ朱で、返点・傍訓が大体に於いて墨（例外として「103」と「140」の傍訓、「61」の「生」以下の返点、「62・135・136」の返点が朱）である。

傍訓に用ゐられた仮名の字体は第二表の如くであり、鎌倉後期のものとして、特に異とすべきことはないやうに思はれる。

またこの本に用ゐられた乎古止点は、その点図を作つてみると、左の如くである。



明経点に属するとしてよいであらう。用ゐられた点の種類も少く、また点を用ゐずに仮名で表はされた箇所も多い（ノの点は「108・112・143」に三例あるのみで、他は全て仮名で表はされてゐる）。これも乎古止点使用の盛期を過ぎた鎌倉後期の点本として通例のことであらう。なほ漢字の四声を文字の四隅に附した「一」の符号で示すのは、やゝ目なれぬが、他にも例はある。

本書の訓点は、繡帳銘に接した鎌倉後期の学者がこれをどう読んだかといふ意味で関心をひくわけであるが、以下注意すべき訓のいくつかを

取上げてみよう。

まづこの本の訓点は繡帳銘本文・引用書の両者を含めて同一人の施したものがどうか問題にならう。これは引用に際して用ゐられた諸書には、恐らく既に訓点の施されたものも含まれてゐたであらうから、既に

(第二表)

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|----|---|----|---|----|---|---|
| ワ | ラ | ヤ | マ | ハ | ナ | タ | サ | カ | ア |
| ワ | ラ | ヤ | ニテ | ハ | ナセ | タ | サセ | カ | ア |
| キ | リ | イ | ミ | ヒ | ニ | チ | シ | キ | イ |
| | リ | | ミア | ヒ | ニふ | チ | しく | キ | イ |
| ウ | ル | ユ | ム | フ | ヌ | ツ | ス | ク | ウ |
| | ル | ユ | ム | フ | ヌ | ハ | スル | ク | ウ |
| エ | レ | エ | メ | ヘ | ネ | テ | セ | ケ | エ |
| エ | レ | | メ | ヘ | ネ子 | テ | セ | ケ | エ |
| ヲ | ロ | ヨ | モ | ホ | ノ | ト | ソ | コ | オ |
| ヲ | ロ | ヨ | モ | ホ | ノノ | ト | ソ | コ | オ |

存した訓点がそのままこの本に移されてゐる可能性もあるからである。
(殊に〔84〕以下で伝暦を引用した部分に限つて白文の状態であることは、偶々その用ゐた伝暦に訓点がなかつたことを反映してゐるのではないかといふ疑を抱かしめる)。而してこのことについては、引用の諸書の写本にこれと類似の訓点をもつものが見当らぬこと、及び銘文の訓点と引用書の訓点とを較べても、そこに差異を見出し難く、後に述べるヲとオの混同、及びやゝ特殊な訓が両者を通じて用ゐられてゐることから、訓点は恐らく同一人によつて施されたと思ふべきであらう。

全般に努めて和訓を施さうとする立場がとられて居り、〔52〕「館ミヤコツクル」(本稿では、本文の文字の下にもとの傍訓を片仮名で、乎古止点を平仮名で、また補説を括弧して示すことにする)、〔79〕「日入トリノトキ」、〔101〕「應生ユキマシノヌラム」、〔101〕「天寿国アマノイノチナカキクニ」、〔103〕「三宝ホトケミノリホウシノミチ」、〔105〕「師之ホトケノミノリナラヒタマフ」、〔106〕「棟梁ムネヲコナヒ人」、〔117〕「衆生アヲヒトクサ」、〔132〕「住生之状スミタマフアリサマ」、〔151〕「令者ミコトノリヲウケタマハリヲコナフヒト」等の訓にその苦心の跡をみるべきであらう。

また〔99〕「我(ヤツカレ)か大王ヲホキミノ所告ノリタマヒキ世間ヨノナカは虚假ムナシタカリニシテ唯佛タ、ホトケノミ是真コレマコトナレは其法ソノミノリを玩味ナラヒシルト」は、太子の御言葉を「世間虚假、唯佛是真」で切らずに、その下の「玩味其法」迄を含めて解する立場で訓んだものであるが、これも一つの解釈と云へよう。〔98〕「恐ヲソル、ことを懐イタ

クト雖イヘトモ心ナケクコ、ロ止ヤメ使シメ難(カタ)シ」も難解な句の一解釈である。

なほ傍訓をみて気付くのは、正しくはオを用ゐるべき個所にヲを用ゐた例が極めて多いことである。例へば〔56左・62・63・68・98・99・132・142〕「ヲホキミ」、〔11・14・33〕「ヲホキサキ」、〔63・74・97〕「ヲホイラツメ」、〔7・39〕「ヲホミヤ」、〔17・23・70・142〕「ヲホイマウチキミ」、〔18〕「ヲホエノミコ」、〔152〕「ヲホムクノキ」、〔3〕「ヲシハラキ」、〔2・6・8〕「ヲシハルキ」、〔36〕「ヲシタテ」、〔20〕「ヲヤシハラノイロト」、〔68・145〕「ヲム」、〔98〕「ヲソル」、〔100・131〕「ヲモフ」、〔103〕「ヲコナハ(シム)」、〔106〕「ヲコナヒ人」、〔151〕「ヲコナフ」、〔105〕「マウヲモムク」、〔142〕「ヲコシテ」等のヲは全て正しくはオとあるべきところである。なほこの逆にヲをオに誤つた例はなく、ヲは正しく用ゐてある。その結果全文を通じてオの仮名を用ゐた個所は、例外的にオを正しく用ゐた〔10・103〕「オホイマウチキミ」の二ヶ所だけになつてしまつてゐる。また必ずしも特異といふには当たらないが、それかといつて一般的ともいへない訓に、〔1・36・98・137〕「天皇スヘラミコト」、〔26〕「王スヘラミコト」、〔13・22・49・63〕「娶トリ」、〔10〕「娶トテ」がある。普通には「スメラミコト」「メトリ」であらう。これらは或は附訓者の個人的な傾向なのであらうか。〔80〕「明年クルツトシ」、〔116〕「来年クルツトシ」の訓も語法の上で注目されよう。

次に銘文の訓について、他の繡帳銘伝本の訓との異同を簡単にみてお

くならば、前に述べたやうに繡帳銘の伝本は大きく分けて、法王帝説とその他の諸本とに分れるが、これは訓の面でも同様で、両者の訓は全く無関係としてよい。法王帝説以外の諸本は〔79〕「日入トリノトキ」の如き訓の一致するものはあるが、銘文の本文と同じやうに、二つの類に分けることができ、本書は訓の面でも第二類の正法輪本・松下本・山田本とほぼ共通し、かつ第一類の諸本と異なるのである。両類の主な異同を示せば、(括弧内、第一類の諸本)

- 〔10・13〕娶トテ(メトツテ)、〔10〕足尼女スクネノムスメ(スクネカムスメ)、〔10〕名吉多斯比弥乃弥己等ナはキタシヒメノミコトを(キタシヒメノミコトトナツクルヲ、この類多し)、〔11・14・33〕大后ヲホキサキ(オホキサキ)、〔11〕生名多至波奈等己比乃弥己等ミナはタチハナノトヨヒノミコトをアレマス(ウミタマヘルヲタチハナノトヨヒノミコトトナツケタテマツル、この類多し)、〔13・33〕加斯支移比弥カシキイヒメ(カシキヤヒメ)、〔34〕尾治王ヲハリノキミ(オハリノオホキミ)、〔49・79〕孔部間人アナホノハシヒト(アナホベハシヒト)、〔63〕大王ヲホキミ(オホキミ)、〔63〕大女郎ヲホイラツメ(オホイラツメ)、〔80〕崩カミサリタマヒヌ(ウセタマヒヌ)、〔80〕夜半ヨナカニ(ネノトキニ)、〔100〕玩味ナラビシル(モテアソビアチハビ)、〔101〕應生ユキマシ(ヌラム(ウマレタマヘルナルヘシ)、〔132〕状アリサマ(カタチ)、〔151〕令者ミコトノリヲウケタマハリヲコナフヒト(ウナカシセルモノ)

の如くで、やはり両類それぞれ源を異にし、その異同からみると附訓は

別個に行はれたと考ふべきであらうか。また第二類の諸本が、本書と同じやうにヲの誤用、「天皇スヘラミコト」「娶トリ」の訓の如き特徴を共通にもつことは注意すべきことであらう。即ちこれらは本書では引用書の部分をも含めて通じ用ゐられてゐるのであるから、本書の附訓者のもつ傾向であつたと思はれるが、それが他の繡帳銘諸本の訓にもみえることは、これらの特徴が当時に於いてはやゝ一般に行はれた用法であるか、或は本書の訓が他の諸本の祖になつてゐるかのいづれかであらう。また本書の引用書の部分の訓が、既に銘文の部分に施されてゐた訓に調子を合せたものと考へられぬこともないが、やはり本書の訓が、第二類の諸本の祖になつたと考へる方が無理がなからう。なほこの本で例外的にオが正しく用ゐられてゐる〔10〕「大臣オホイマウチキミ」は、正法輪本・松下本・山田本には「ヲホイマウチキミ」とあり、こゝも元来はヲとあつたのではないかと思はれる。第二類の諸本の中では、松下本・山田本よりも、正法輪本の訓の方が本書に近い。⁽²⁸⁾

なほ本書所引書紀の訓と、積日本紀に示された書紀の訓とを比較すると、主な異同として、(括弧内、積紀)

- 〔55〕厩戸皇子ムマヤトノミコト(ウマノトノミコ)、〔105〕師之ホトケノミノリナラヒタマフ(ノリノシトシタマフ)、〔106〕棟梁ムネヲコナヒ人(ムネウツハリ)、〔117〕衆生アヲヒトクサ(イケルモノ)、〔135〕黄書畫師キフミノエシ(キフミノエカキ)

等を指摘することができる。従つてこの点でも積紀とはさほど密接な関

係を認めがたい。「15・21・29・49・54・58・61・79」等の「孔部」「穴太部」「穴穂部」を本書はいづれも「アナホノ」と訓み、これは釈紀廿一に「穴穂部造アナホノミヤツコ、不誦部字」とあるのと通ずる訓み方ではあるが、特に釈紀のみと結びつけることもできない。

全般的にみて本書の訓は概ね妥当であるが、いまだしきものを求めれば、例へば「14・33」「加斯支移比弥カシキヒメ」、「28」「加志支移比売カシキヒメ」、「60」「石寸イハキ」、「151」「椋部ムクノキ」などは、それぞれ「カシキヤヒメ」「イハレ」「クラヘ」とあるべきものであらう。また「108」「佛(ホトケ)の像ミカタを有尊タモチタフトフ」も誤つた附訓である。

(二) 成立と伝来

本書の成立については、末尾の、

「正四位上行神祇権大副卜部宿禰兼文勘點之」

といふ記載が、唯一の重要な手掛りとなる。こゝに見える卜部兼文は、平野卜部氏の兼頼の養子で(実父は吉田卜部氏の兼直)⁽³⁰⁾、⁽³¹⁾ 積日本紀の著者兼方の父。鎌倉後期に於ける古典の研究史の上では無視できない人物である。諸書に散見する兼文の識語等についてみると、「文永六年兼文宿禰勘文」の末に、

「文永六年十一月十日正四位上行神祇権大副卜部宿禰兼文勘申」

卜部兼永本旧事本紀三の奥書に、

「文永七年六月十一日雨中天照太神御事抄出畢

兼文」

神宮文庫本古事記裏書の奥に、

「文永十年二月十四日丑刻

兼文注之」

また明白に兼文の名が出るわけではないが、真福寺本古事記中の奥書に、

「于時文永第五之曆応鐘十七之日加校点録旨趣而已 通議陰土卜在判」

「文永十年二月(中略)十四日朝付二品返上畢

正議大夫卜在判

劍阿本仮名日本紀の奥書に、⁽³²⁾

「文永十年五月十六日以当黄門経俊卿本書写校合畢

正議大夫大常卿在判」

「文永十年五月廿九日校合了

正議大夫在判」

等とある「通議陰土」「正議大夫」も、通説ではいづれも卜部兼文と云はれる。また兼文は文永十一年・建治元年に一条実経等に書紀を講述して居り、それが積日本紀編述の基礎になつたとも云はれる。

これ等によつて卜部兼文が、文永年間盛んに古典研究上の活動を行なつてゐることが明らかである。従つて繡帳発見の文永十一年の年時、紀記等を引勘した本書の内容からみて、特に本書末尾の「卜部宿禰兼文勘點之」といふ記載を否定すべき理由はなく、これに従つて本書は卜部兼文の撰に係るものと認めてよいであらう。文永十一年頃のものとして兼文の位置にも不審はない。⁽³³⁾ 思ふに兼文が当時新しく世に出た天寿国繡帳の銘文について、それを読み解かうと努め、諸書を涉獵して関係の記事を抄出引用しながら訓点を施したものが本書なのであらう。なほ松下見

林本等に見える「文永十一年平野神主兼輔奉勅読銘文書連点之」といふ奥書と本書との関係を如何に解すべきか未だ考を得ない。³⁴⁾

ところで本書の唯一の伝本である当部架蔵本は前述の如く鎌倉後期の書写とみられるが、これは兼文の活動期とほぼ同じやうな年代に当るわけである。従つて或はこの本が本書の原本ではなからうかといふ可能性も出てくることになる。而してこれについては、この本にいくつかの誤写とみるべき文字が散見することによつて、恐らく原本ではなく、転写本と考ふべきであらう。即ち「14」¹⁴「繡」の傍訓に「ヌヒテノ、」とあるが、これは「ヌヒモノ、」を字形の類似から誤つたものとおぼしい。

〔146〕「加己利ユヨリ」は「カコリ」の誤り、また〔10〕「大臣オホイマウチキミ」の訓も他の諸本との比較により、もと「ヲホイマウチキミ」とあつたと考ふべき理由がある。勿論撰者の自筆原本でも誤字はあり得るが、「ヌヒモノ、」を「ヌヒテノ、」に誤る如き、字形の類似からくる誤りは、やはり伝写の過程に於いてのみ生ずるものであらう。また末尾の「兼文」の兼字に訂正の跡のあることや〔80〕「明年クルツツシ」の「ツ」が後に加筆されてゐることもこれが転写本であることを思はしめる。

この本の伝来については、江戸時代の「伏見宮蔵書目録」(当部架蔵、架号伏一八九)・「伏見宮御記録類目録」(同上、架号伏一九七)等に、

「神祇大副卜部兼文勘点文

外題ニ中宮寺兼文云々

と見えるので、当時既に同宮家に在つて「神祇大副卜部兼文勘点文」と

名付けられてゐたことが分るが、その前のことについては徵すべき史料もなく、明らかでない。また伏見宮御架蔵の古書旧記類を謄写した「伏見宮記録文書」(一本当部に蔵せらる。架号二五六四〇)にも本書は収められて居らず、他に本書を利用した著作のあることも聞かない。

以上本書について注目すべき諸点を取上げてみてきた。なほ残る問題が多いが、この書が、天寿国繡帳銘の研究の上で、また中世古典研究史の上で、極めて貴重な書物であることの一端は述べ得たかと思ふ。更に今後の研究の進展を期待しつゝ紹介の筆を擱く。

(注)

- 1 この書名は、古い目録等に見える名を参考して、当部に於いて新たに名付けたもの。
- 2 本誌第八号・第九号の正倉院年報参照。銘文の中に一字しかない筈の「佛」字が二つ(もつとも一つは不明瞭)出てきたことは問題で、原物とみられてゐるものの中に後世のものが紛れ込んでゐるらしいことは、これによつて更に確実になつたとしてよいであらう。
- 3 例へば林幹弥氏「天寿国繡帳銘の写本」(史学会第五十六回大会研究発表。要旨は史学雑誌六六の二二に掲げらる。)
- 4 京都大学国語国文学研究室架蔵「上宮聖徳法王帝説證注」の書入に「一本伝 曆卷尾安井宮藏此帳文者、亦作雖懷恐心、又如期作如斯」とあり(家永三郎博士「上宮聖徳法王帝説の研究」(各論篇)一五四頁参照)、安井宮即ち蓮華光院に蔵せられた伝曆に附収の一本があつたらしい(指摘された異同からみれば(4)の正法輪本に近いものの如くである)。この類の伝本や法隆寺本の転写本は求めれば他にもあらう。

- 5 これらの異同は、既に林幹弥氏が前掲研究発表に於いて指摘して居られる。なほ(4)「往生之状」を(例)天寿国曼荼羅起因本に「往生之状」に作るの単なる意改とみてよいであらう。
- 6 実際には、前掲の法王帝説本との相異点をもつものの中で、第一類の特徴をもたないものを第一類として扱つてよいであらう。
- 7 林幹弥氏「天寿国繡帳」に関する一・二の問題」(史学雑誌六六の九)にまとめて紹介してある。それに漏れたものに酒井宇吉氏蔵の「母王崩明年二月廿二日甲戌」(西田長男博士「日本宗教思想史の研究」三四頁に紹介さる)と御物本手鑑の「看怖因図像欲觀大王住生之」(東京大学史料編纂所桃裕行教授の発見されたもの、当部架蔵マイクローパー所収)の二行がある。他に某所の手鑑に奇妙な二行の切が存すると仄聞する。今後更に発見されるものも多いであらう。
- 8 林幹弥氏前掲論文四六頁に紹介された田中親美氏の見解で、「平安朝も三十六人集より以後で、鎌倉時代には下らないものである」と云はれる。
- 9 田中豊蔵氏は「肉の織い和様の溫和しい字で、さる古い時代(源兼行の時代をさす、引用者)のものとは思はれず、恐く鎌倉初期より前へは上り得ぬであらう」と述べられ(「天寿国繡帳縁起文異本の断片」画説四五)、家永三郎博士は「文永発見以後直接原物より写し取りたるものにてあらむか」と云はれる。(前掲著書(総論篇)五六頁)
- 10 同縁起は伏見宮本の古い目録に「首欠」と記されて居り、現に本文第一紙の右端に糊代の跡が認められ、首部に欠脱があるとみられる。また九条家本「中宮寺尼信如祈請等事」と較べると、もとその首部に繡帳銘が存したことも十分に考へられるところである。ただ難点として古筆切に訓点の施されてゐないことが指摘されようが(もつとも訓合の符は三ヶ所に存する)、これは書写の際に訓を省いてしまったとも見るべきであらうか。なほ両者の筆跡の同異については、太田鼎一郎先生・高橋隆三先生・酒井宇吉氏の御教示と御好意を受けた。また他日稿を改めてこの問題を取上げてみたいと思ふ。
- 11 大日本仏教全書本には「往生」に作るが(一四〇頁)、当部架蔵の写本(架号五五七―七四)及び無窮会神習文庫架蔵の写本(架号二一―一五〇三四、両者とも法隆寺本の転写)に拠つて訂した。
- 12 内閣文庫に一本が蔵せられ(架号一九二―一三二)、末に「本云寛正四年四月十六日积氏董麟記之」とある。なほこの書については林幹弥氏「檢索の見た中宮寺縁起」(日本歴史六二)参照。
- 13 「聖徳太子講式集」所収本や「聖徳太子全集」所収本や「夢殿」第八冊に附録せられた本には両方とも「往生」とあるが、こゝでは東大寺図書館架蔵の古写本に従つた。(醍醐寺本については検討の機を得なかつた。)
- 14 聖善鈔下(大日本仏教全書本五二頁)
- 15 諸書に収められた「天寿国新曼荼羅裏書」に「亀甲銘文点者/花山院中納言藤原諸継/園城寺僧權大僧都定円」とある。斑鳩古事便覧に収めるものには、定円の次に「平野神主兼輔」が加はつてあるが、これは或は松下本の奥書の如きものによつて、後人の加へたものかもしれない。なほこゝに見える花山院中納言諸継は師継のことであらうが、師継は当時内大臣であり不審である。また文中「同月(建治元年八月を指す、引用者)中旬庚辰之日」とあるが、これも同月中にその干支の日を見出すことができず、いぶかしい。
- 16 繡帳銘の解読者に平野神主兼輔の名をあげるのは、(注15)に触れた斑鳩古事便覧本の「天寿国新曼荼羅裏書」の他に、「聖徳太子伝興法集」(慶応義塾図書館架蔵、架号110X-30、写本存一冊)にも、繡帳発見について叙した後「亀甲上銘文次第、儒者中平野神主兼輔読解、如次第書連點(點カ)、副曼陀羅、奉送本寺」とあつて、兼輔の関与を伝へてゐる。「これも文中の「書連點」などの句からみて、松下本の奥書と何らかの関連を有つと考ふべきであらう。また寛什の「聖徳太子伝記」(国立国会図書館架蔵、架号は三三)にも「平野の神主兼輔におほせて亀甲のうへの銘の文をよみとかしめ」云々とある。(この書は内容上前掲の興法集と関係が深い。)
- 17 見通しとしては、やはり「十二月廿一日」の日字が行で、またその他の文字の異同も一二を除いて第一類の諸本に近い形に落着くのではなからうか。
- 18 新訂国史大系本の頭注を参照し、また秘籍大観の複製本を見た。

- 19 釈紀は尊経閣文庫本に拠つたが、内閣文庫本では〔106〕「慧聰」を「惠聰」に作る。
- 20 「古事記大成」索引篇一の三五七頁参照。
- 21 大日本仏教全書本一〇三頁。なほこの他にも「巷。宜。大野君」「間。人。孔。部。王」の如き、本書と同じ表記がある。
- 22 ただ本書及び平氏伝雜勘文所引の文では弥はミとのみ訓まれ、メには売を用ゐてあるが、釈紀所引のものでは弥をミともメとも訓んで居り（メに売を用ゐた所もある）、そこに年代の差があるかもしれない、この点で或は別書である可能性もないわけではない。（西田長男博士「日本古典の史的研究」一六頁以下参照。）
- 23 釈紀所引の上宮記にも「布利比弥。命」と「布利比売。命」の二様の表記がある。
- 24 藤原猶雪博士「復聖徳太子伝暦」五三頁参照。
- 25 佐伯有清博士「新撰姓氏録の研究」（本文篇）の頭注に拠る。
- 26 佐伯有清博士前掲著書一七頁。
- 27 「日入」は酉刻のことであるから、この訓の一致は或は当然とみるべきであらうか。
- 28 勿論細部については出入があるが、大体についてみれば確かに類を分つことができる。中で董麟の中宮寺縁起所引のものは、本文は第一類の特徴をもちながら、附訓は第二類の諸本に類する。
- 29 特に本書の〔131〕「因ヨレニヨ」の末尾の仮名は「ヨ」に近い字形であるが、やゝ読みにくい。ところが正法輪本でも、その個所の傍訓は「ヒ」と「シ」の中間のやうな形の仮名になつてゐて、書写者のはつきり読めずに書いたものの如くである。両者の親縁性を示す一として注意すべきであらう。
- 30 西田長男博士「卜部家に於ける古典の研究（上）」（国学院雑誌四五の三）参照。
- 31 統群書類従卷三十二所収。統左丞抄一（国史大系本六〇頁）に見えるものと同じ。
- 32 橋本進吉博士「東京文科大学国語研究室所蔵の仮名日本紀に就いて」（史学雑誌二六の七）、近藤喜博博士「卜部兼文の学問的地位」（神社協会雑誌三七の五）参照。
- 33 前掲真福寺本古事記の奥書に見える「通議陰士卜」を兼文とすると、文永五年十月には兼文は未だ正四位下であつたことになる（通議大夫は正四位下の唐名）。本書の奥には正四位上とあるので、本書の成立は少くとも文永五年十月よりは後といふことにならう。勿論本書所掲の繡帳銘を文永発見以後のものとする限り、本書成立の上限は同十一年二月以前には遡り得ない。
- 34 この奥書は文章よりみて、果して兼輔自身の書いたものかどうか疑はしく（月日のないこと、兼輔の氏姓のないこと、末尾の「書連点之」といふやゝ難解な書き方など）、従つてそこに書かれてゐること（奉勅云々のこと、解読者の名など）も全面的に信じてよいことか否か問題であらう。なほ兼輔は通行の卜部氏系図には見えない。

附記 本稿執筆に當つて多くの方々の援助を得た。殊に太田晶二郎先生の示教に負ふところが大きい。

（昭和三十九年六月稿）